

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

		管理No.	
施設の名称	山形県酒田海洋センター	指定管理者	GOOD LIFE ISLAND合同会社
所在地	酒田市船場町二丁目5番15号	県担当課	港湾課
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日		
検証期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	(電話番号)	(023-630-2447)

検証項目		指定管理者による自己検証		県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運営業務の履行状況					
① 管理・運営業務の履行状況		協定書及び仕様書に基づき、各管理運営業務を適正かつ確実に履行した。また、来館者数については前年度を上回り、施設利用の促進に一定の成果が認められた。		評価	《評価の理由》 協定書や仕様書に基づき、施設・設備管理、施設利用の調整について、適切に実施されていた。
② 管理・運営上の課題、問題点（改善すべきこと）		・施設の老朽化のほか、展示物が古いため修繕不可能なものが多く思い切った展示替えが必要である。 ・和式トイレ（男性：1基、女性2基）を洋式トイレに改修の必要がある。 ・子供向けの展示、企画を実施したことによりファミリー層の来館者が増加している。		A	《課題等の原因分析》 ・既存の展示物の多くが大型のもので、かつ寄贈されたものも多いため、大幅な展示替えは難しい。 ・1971（昭和46）年の開館から50年以上を経過し、施設自体の老朽化も進んでいる。
課題、問題点への今後の対応		施設の大規模改修は予算的に困難と考えるが、トイレ改修については、施設所管課である山形県港湾事務所において、外航クルーズ船等によるインバウンド需要（外国人の来館者数）や子どもの来館者数等利用される方の傾向を踏まえた上で、総合的に判断していく。			
2 利用者からの要望等への対応					
① 意見・要望等及びその対応状況		・新たな企画展示については来館者から概ね好評を得ている。 ・子どもが実際に触れて遊びながら学べる体験型コーナーに対する評価が高く、「楽しかった」との意見を直接いただく機会が増加した。 ・今後も、鑑賞型展示に加え、体験型展示の充実を図っていく。		評価	《評価の理由》 展示品の維持管理は適正に行われている。 また、新たな催物も実施しており、引き続き継続した取組みを期待する。
意見・要望等への今後の対応		（一社）鳥海山・飛鳥ジオパーク 推進協議会の展示ブースでのぬり絵コーナーの設置や、幼児・児童向けの船員帽子や制服を着用して、船舶の操舵室をモデルにした展示の中で船員になりきって記念撮影を楽しむ「なりきり船長フォトスポット」を開設するなど老若男女楽しめるイベントを実施して誘客につなげた。 また、海ごみストラップ製作ワークショップを初開催するなど、引き続き、通年を通して海洋に関する知識の普及、海や港の役割・大切さを知っていただくための企画の立案・実施を期待する。			
3 指定管理者制度活用の効果					
① サービスの向上		・来館者の誘導及び施設認知度向上を目的として、のぼり旗の設置等を積極的に実施し、来館しやすい環境づくりに努めた。 ・インバウンド需要の増加に対応するため、館内掲示物の英語表記を順次導入した。 ・港への関心を深めることを目的としたファミリー向け企画展示の充実にも努めた。		評価	《評価の理由》 歩道橋へののぼり旗を設置することで、視覚的に海洋センターの場所が分かりやすくなり、来館者増につながっている。 展示物の説明書に英語を併記したことにより、外国人来館者からも酒田港を知っていただく醸成が整ってきた。 一方で、自主事業としては「海ごみストラップ製作ワークショップ」に留まっており、更なる主体的・積極的な取組みを期待する。
② 経費の節減		・夏期・冬期間の午後に管内の冷暖房をつけないことで、光熱費の削減に協力した。 ・トイレなどに館内の節電、節水協力依頼文書を掲示し、来館者への周知を行った。		評価	《評価の理由》 来館者へ周知を行うとともに光熱費の削減に努めた。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)		・酒田市内の観光施設など他の団体との連携を図り、地域の活性化に努めた。		評価	《評価の理由》 各観光施設のパンフレットの設置等地域観光の活性化へ貢献した。 子どもたちの教育の場として利用していただくために、小中学校への周知をお願いしたい。
総合的な評価		令和7年度入館者数29,822人（R6:27,821人）で、前年度比106.1%で昨年度を上回る入込数となっている。施設全体の展示替えは難しいながらも、他団体との連携による体験型スペースの設置やイベントの開催が、海洋センターを知っていただく契機となったものと思われる。 必要な修繕や備品の手配については、施設所管課である山形県港湾事務所でも引き続き検討しながら、指定管理者とともに更なる利用者満足度の向上につなげていきたい。			

【評価指標】

- A：仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
 B：概ね適正に実施されている。
 C：部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
 D：仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注）検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。